

7-10 外来種問題

トピック

外来種のうち、特に深刻な影響を及ぼし対策が求められるものは「侵略的外来種」と呼ばれ、特定の種に対して法令による規制が行われるようになりました。また、外来種の現状については、国、県でそれぞれ外来種リストが作成されています。滋賀県では、代表的な種の分布調査やウェブサイトでの普及啓発も行われています。

1. 外来種問題の考え方

古来より役立つ生き物を本来の分布域を越えて移動させ利用してきた結果、現在の私たちの生活は、こうした外来起源の農作物や家畜に支えられています。その一方、近年のグローバル化の影響もあり、深刻な副作用的な影響をもたらす「侵略的外来種」も増えてきています。外来種問題は副作用の弊害が世代を超えて顕在化する点で地球環境問題とよく似ており、これまで無頓着だった副次的リスクに対して応分の負担が求められるようになってきました。

2. 侵略的外来種への対策

2005年施行の「外来生物法」の規制対象となる「特定外来生物」は、野外への放出のほか輸入や飼育、運搬等が規制され、国外起源の外来種が100種類以上選ばれています。県でも、2007年に施行された「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」により、外来種14種類を「指定外来種」に定め、飼い主には飼育の届け出と、野外に逃がさない責任ある飼育を求めています。

外来種の侵入・定着の現状に関しては、国は「生態系被害防止外来種リスト」を2015年に公表、県でも翌2016年にすべての外来種を対象とした「滋賀県外来種リスト2015」を発行し、どちらもウェブサイトで公開されています。

また、県では2009年度から5年間「外来生物調査隊(エイリアン・ウォッチャー)」事業を実施し、山地と湖面を除く県内のほぼ全域を対象に、特定外来生物や指定外来種を含め20種の外来種の分布状況を調査しました。

悩ましい外来種問題ですが、県ではミシシッピアカミミガメやオオキンケイギク等への対応や、ヒアリなど侵入が警戒される外来種に関する情報を、自然環境保全課のウェブサイトで公開し、普及啓発にも努めています。

琵琶湖博物館 中井 克樹



写真7-10-1 特定外来生物のオオキンケイギク
エイリアン・ウォッチャー事業で最も出現割合が高い(64%)外来種でした。

侵略的外来水生植物への対策

1. 新たな脅威

琵琶湖南湖で2009年に確認されたオオバナミズキンバイは水陸両生の外来植物で、南湖全域へと急速に拡大し、先行して北湖周辺で問題化はじめていたナガエツルノゲイトウをしのぐ勢いで生育面積を増やし、湖岸の動植物への影響や、漁業や船の航行の阻害、下流や周辺水域への拡大、農地への侵入など、さまざまな侵略的影響の懸念が現実化しつつあります。

2. 対策の経緯

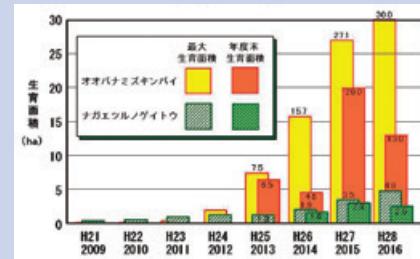
県では、2013年にエイリアン・ウォッチャー事業による人力駆除を行いましたが、増加の勢いを抑えるには機械駆除が不可欠であることが判明しました。そこで、2014年に建設機械や水草刈取り船を用いた大規模駆除を実施し、年度末の生育面積を縮減させることができました。

しかし、2015年には他の植物に混生するなどして取り残した植物体からの著しい再生に見舞われ、生育面積の激増を招く結果となりました。このことを教訓として、駆除作業は、機械と人力とを併用し、できるだけ取り残しのないように丁寧に実施し、駆除した箇所での再生・漂着を放置しないよう巡回・監視を徹底することとしました。

また、地域のNPOや学生ボランティア等



写真T-1 オオバナミズキンバイ(黄色)とナガエツルノゲイトウ(白色)



図T-1 侵略的外来水生植物2種の生育面積の経年変化

の多様な主体とも連携し、裾野を拡げながら取組を進めることで、過去最大となった2015年度末の生育面積を2016年度末には再び縮減させることに成功しました。

3. 今後の課題

これらの植物は葉・茎の断片からも新しい個体として成長するため、水中や水際から引き揚げた後、十分乾燥させてから焼却処分する必要があり、現場から除去する作業以外にも、多大な労力・経費を負担しているのが現状です。除去が難しい石組護岸や陸域での効率的な除去手法や、有効な処分方法の開発が急務となっています。



写真T-2 オオバナミズキンバイの駆除に用いられる建設機械(左)と水草刈取り船(右)

自然環境保全課